

別表第1 申請書に添えるべき図書

	(ア)	(イ)	
		図書の種類	明示すべき事項
(1)	条例第3条の規定が適用される建築物	付近見取図	隣地にある建築物及び崖 ^{がけ} の位置
		配置図	敷地内外における建築物及び崖の位置並びに崖の下端から建築物までの水平距離
			擁壁又は防土堤の位置
			雨水の集水方向並びに雨水及び汚水の排水施設の位置
		2面以上の断面図	崖の形状、勾配及び高さ
		崖に関する調査説明書	土質
	条例第3条第1項第1号イの規定が適用される建築物	2面以上の断面図	崖の条例第3条第1項第1号の表(イ)欄の角度を超え同表(ウ)欄の角度以下の部分の垂直距離
	条例第3条第1項第2号の規定が適用される建築物	配置図	崖の斜面を芝又はこれに類するもので覆った範囲
		2面以上の断面図	崖の斜面を芝又はこれに類するもので覆った範囲
	条例第3条第1項第3号の規定が適用される建築物	配置図	崖崩れによる被害を受けるおそれのある部分の位置
		各階平面図	崖崩れによる被害を受けるおそれのある部分の位置
		2面以上の断面図	崖崩れによる被害を受けるおそれのある部分の位置並びにその部分の部材の位置、寸法及び材料の種別
	条例第3条第1項第4号の規定が適用される建築物	配置図	崖崩れによる被害を受けるおそれのある部分の位置
	条例第3条第1項第5号の規定が適用される建築物	崖に関する調査説明書	地盤の安定計算の結果
	条例第3条第1項第6号の規定が適用される建築物	配置図	条例第3条第1項第6号に規定する工事により整備されている範囲
	条例第3条第1項第6号イの規定が適用される建築物	条例第3条第1項第6号イの規定に適合することの確認に必要な図書	条例第3条第1項第6号イに規定する対策工事等その他これに類する土砂災害の防止に関する工事に該当することを確認するために必要な事項
	第18条第1号の規定が適用される建築物	宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号。以下この項において「盛土規制法施行規則」という。）第7条第1項第1号の表又は宅地造成等規制法施行規則及び畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和5年農林水産省、国土交通省令第3号）第1条の規定による改正前の宅地造成等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号。以下この項において「旧宅地造成等規制法施行規則」という。）第4条第1項の表に定める崖	盛土規制法施行規則第7条第1項第1号の表又は旧宅地造成等規制法施行規則第4条第1項の表に定める崖の断面図、擁壁の断面図及び擁壁の背面図に明示すべき事項

			の断面図、擁壁の断面図及び擁壁の背面図	
		第18条第2号の規定が適用される建築物	防土堤の断面図	防土堤の寸法並びに材料の種類及び寸法
(2)	条例第3条の2の規定が適用される建築物		付近見取図	災害危険区域の位置
			配置図	災害危険区域の境界線
				敷地内外における建築物及び急傾斜地の位置
			各階平面図	居室及びその開口部の位置
			2面以上の断面図	急傾斜地の形状及び高さ
				居室及びその開口部の位置及び形状
				基礎及び主要構造部の位置及び構造
	条例第3条の2第2項第2号の規定が適用される建築物	配置図		急傾斜地崩壊防止工事により整備されている範囲
	条例第3条の2第2項第3号の規定が適用される建築物	配置図		旧宅地造成等規制法第2条第2号に規定する宅地造成に関する工事（以下「旧宅地造成工事」という。）により整備されている範囲
		条例第3条の2第2項第3号の規定に適合することの確認に必要な図書		条例第3条の2第2項第3号に規定する宅地造成に関する工事であることを確認するために必要な事項
	条例第3条の2第2項第4号の規定が適用される建築物	配置図		盛土規制法第2条第2号に規定する宅地造成又は同条第3号に規定する特定盛土等に関する工事（以下「宅地造成工事等」という。）により整備されている範囲
		条例第3条の2第2項第4号の規定に適合することの確認に必要な図書		条例第3条の2第2項第4号に規定する宅地造成又は特定盛土等に関する工事であることを確認するために必要な事項
	条例第3条の2第2項第5号の規定が適用される建築物	配置図		都市計画法第4条第12項に規定する開発行為に関する工事（以下「開発工事」という。）により整備されている範囲
		条例第3条の2第2項第5号の規定に適合することの確認に必要な図書		条例第3条の2第2項第5号に規定する開発行為に関する工事であることを確認するために必要な事項
	条例第3条の2第2項第6号の規定が適用される建築物	配置図		建築物が面する急傾斜地が急傾斜地崩壊防止工事により整備されている部分を有する場合にあっては、当該工事により整備されている範囲
				建築物が面する急傾斜地が旧宅地造成工事により整備されている部分を有する場合にあっては、当該工事により整備されている範囲
				建築物が面する急傾斜地が宅地造成工事等により整備されている部分を有する場合にあっては、当該工事により整備されている範囲
				建築物が面する急傾斜地が開発工事により整備されている部分を有する場合にあっては、当該工事により整備されている範囲
		2面以上の断面図		建築物が面する急傾斜地が急傾斜地崩壊防止工事により整備されている部分を有する場合にあっては、当該部分の高さ
				建築物が面する急傾斜地が旧宅地造成工事により整備されている部分を有する場合にあっては、当該部分の高さ
				建築物が面する急傾斜地が宅地造成工事等により整備されている部分を有する場合にあっては、当該部分の高さ
				建築物が面する急傾斜地が開発工事により整備

				されている部分を有する場合にあっては、当該部分の高さ
				建築物が面する急傾斜地が急傾斜地崩壊防止工事、旧宅地造成工事、宅地造成工事等又は開発工事により整備されている部分以外の部分を有する場合にあっては、当該部分の高さ
			条例第3条の2第2項第6号の規定に適合することの確認に必要な図書	建築物が面する急傾斜地が旧宅地造成工事により整備されている部分を有する場合にあっては、当該工事が条例第3条の2第2項第3号に規定するものであることを確認するために必要な事項
				建築物が面する急傾斜地が宅地造成工事等により整備されている部分を有する場合にあっては、当該工事が条例第3条の2第2項第4号に規定するものであることを確認するために必要な事項
				建築物が面する急傾斜地が開発工事により整備されている部分を有する場合にあっては、当該工事が条例第3条の2第2項第5号に規定するものであることを確認するために必要な事項
		条例第3条の2第2項第7号の規定が適用される建築物	配置図	擁壁が設置されている範囲
			条例第3条の2第2項第7号の規定に適合することの確認に必要な図書	条例第3条の2第2項第7号に規定する擁壁であることを確認するために必要な事項
		条例第3条の2第2項第8号の規定が適用される建築物	配置図	建築物から急傾斜地の下端までの水平距離
				崖崩れによる被害を受けるおそれのある部分の位置
			2面以上の断面図	建築物から急傾斜地の下端までの水平距離
				崖崩れによる被害を受けるおそれのある部分の位置
		条例第3条の2第5項の規定が適用される建築物	条例第3条の2第5項の許可の内容に適合することの確認に必要な図書	当該許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項
(3)	条例第4条の規定が適用される建築物		配置図	敷地の路地状部分の長さ及び幅員
		条例第4条第2項の規定が適用される建築物	現に存する所有権その他の権利に基づいて当該土地を建築物の敷地として使用することができる旨を証する書面	現に存する所有権その他の権利に基づいて当該土地を建築物の敷地として使用することができる旨
		条例第4条第4項の規定が適用される建築物	条例第4条第4項の許可の内容に適合することの確認に必要な図書	当該許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項
(4)	条例第4条の2の規定が適用される建築物		付近見取図	敷地の位置
			配置図	敷地の道路に接する部分及びその長さ
		条例第4条の2第2項の規定が適用される建築物	付近見取図	敷地の接する道路が法第42条第1項第2号又は第5号に該当する道路である場合にあっては、その道路が接続する道路の種類
			配置図	敷地の主要な出入口及びその他の出入口並びに建築物の主要な出入口の位置
				敷地の道路に接する部分の長さを算定するための算式
		条例第4条の2第2項第1号又は第2号の規定	配置図	公共の用に供する空地の位置及び整備形態並びに当該空地を含めた道路の幅員

		が適用される建築物		
		条例第4条の2第3項の規定が適用される建築物	条例第4条の2第3項の許可の内容に適合することの確認に必要な図書	当該許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項
(5)	条例第4条の3の規定が適用される建築物		配置図	用途地域の境界線
				駐車施設の駐車台数
				住戸又は住室の数
				必要な駐車台数を算定するための算式
		条例第4条の3第5項第1号の規定が適用される建築物	条例第4条の3第5項第1号の許可の内容に適合することの確認に必要な図書	当該許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項
		条例第4条の3第5項第2号の規定が適用される建築物	条例第4条の3第5項第1号の規定による許可を受けたことを証する書面	当該許可を受けていること。
		条例第4条の3第6項第1号の規定が適用される建築物	条例第4条の3第6項第1号の許可の内容に適合することの確認に必要な図書	当該許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項
		条例第4条の3第6項第2号の規定が適用される建築物	条例第4条の3第6項第1号の規定による許可を受けたことを証する書面	当該許可を受けていること。
		第20条第1号の規定が適用される建築物	配置図	自動車の駐車の用に供する部分の位置及び駐車台数1台当たりの寸法
		第20条第2号の規定が適用される建築物	配置図	自動車用の出入口の位置
		第20条第2号イの規定が適用される建築物	配置図	車路の幅員
				車路の長さ
				第20条第2号イに規定する数値を算定するための算式
		第20条第3号の規定が適用される建築物	配置図	自動車の駐車の用に供する部分及びその出入口の位置並びに駐車台数
		第20条第4号の規定が適用される建築物	配置図	車路及び自動車用の出入口の位置
				敷地の道路に接する部分及びその長さ
				自動車の駐車の用に供する部分の位置及び駐車台数
		第20条第5号の規定が適用される建築物	配置図	自動車用の出入口の位置
				敷地の位置
				敷地の接する道路が法第42条第1項第2号又は第5号に該当する道路である場合にあっては、その道路が接続する道路の種類
				自動車の駐車の用に供する部分の位置及び駐車台数
				自動車用の出入口の位置
		第20条第6号の規定が適用される建築物	配置図	公共の用に供する空地の位置及び整備形態並びに当該空地を含めた道路の幅員
				自動車用の出入口の周辺の踏切又は条例第47条の2第5号に掲げる用途に供する建築物の敷地若しくは公園の主要な出入口の位置
				自動車の駐車の用に供する部分の位置及び駐車台数
				自動車用の出入口の位置
				自動車用の出入口の接する道路の縦断勾配及び幅員
				交差点又は曲がり角の位置及び自動車用の出入口までの距離
				踏切の位置及び自動車用の出入口までの距離

				乗合自動車の停留所の位置及び自動車用の出入口までの距離
				条例第 47 条の 2 第 5 号に掲げる用途に供する建築物の敷地又は公園の主要な出入口の位置及び自動車用の出入口までの距離
				自動車の駐車用の用に供する部分の位置及び駐車台数
				車路の中心線
		第 20 条第 7 号の規定が適用される建築物	配置図	前面道路との境界線から 2 メートル後退した車路の中心線の位置において当該道路の中心線に直角に向かって左右それぞれ 60 度の線
				2 面以上の断面図
		第 20 条第 8 号の規定が適用される建築物	配置図	自動車用の出口の内法の高さ
				自動車の駐車用の用に供する部分の位置及び駐車台数
				特殊な装置の出入口の位置
				空地の幅及び奥行
		第 20 条第 9 号の規定が適用される建築物	配置図	車路の幅員及び長さ
				自動車を安全に回転させることができる装置を設ける場合にあっては、その位置
		第 20 条第 9 号の規定が適用される建築物	駐車場法施行令第 15 条の認定の内容に適合することの確認に必要な図書	当該認定に係る装置の構造に関する事項
(6)	条例第 5 条の規定が適用される建築物		付近見取図	敷地の位置
				敷地の接する道路が法第 42 条第 1 項第 2 号又は第 5 号に該当する道路である場合にあっては、その道路が接続する道路の種類
			配置図	敷地の接する道路等の位置及び種類
				敷地の道路等に接する部分及びその長さ
				敷地の道路等に接する部分の長さを算定するための算式
				敷地の主要な出入口及びその他の出入口並びに建築物の主要な出入口の位置
			床面積求積図	敷地が路地状部分を有する場合にあっては、当該路地状部分の長さ及び幅員
				条例第 5 条第 1 項に掲げる用途に供する建築物の各部分の床面積の合計
			配置図	敷地内の通路の位置及び幅員
(7)	条例第 6 条の規定が適用される建築物		配置図	避難上有効な出口の位置
				敷地内の通路の位置及び幅員
			各階平面図	階段の位置及び構造
				避難上有効な通路の位置及び構造
			床面積求積図	条例第 6 条第 1 項に掲げる用途に供する建築物の各部分の床面積の合計及び避難階以外の階における居室の床面積の合計
			耐火構造等の構造詳細図	主要構造部及び防火設備の断面の構造、材料の種類及び寸法
(8)	条例第 6 条の 2 の規定が適用され		配置図	階段の形状

	る建築物			踏面の寸法	
			2 面以上の断面図	階段の形状	
(9)	条例第 7 条の規定が適用される建築物		平面図	便所の構造	
(10)	条例第 9 条の規定が適用される建築物		使用建築材料表	内装の仕上げ及び下地に用いる建築材料の種別	
			耐火構造等の構造詳細図	主要構造部の断面の構造、材料の種別及び寸法	
(11)	条例第 13 条の規定が適用される建築物		各階平面図	廊下又は広間の類の位置	
				幼児、児童又は生徒が使用する教室その他の居室の出口の位置	
(12)	条例第 14 条の規定が適用される建築物	条例第 14 条ただし書の規定が適用される建築物	各階平面図	耐力壁及び非耐力壁の位置	
			耐火構造等の構造詳細図	主要構造部である壁、柱、床、はり及び屋根の軒裏の断面の構造、材料の種別及び寸法	
(13)	条例第 15 条の規定が適用される建築物	条例第 15 条本文の規定が適用される建築物	配置図	主要な出入口の位置	
				主要な出入口の道路境界線からの後退距離の限度の線	
		条例第 15 条ただし書の規定が適用される建築物	配置図	主要な出入口の位置	
				道路の歩道の部分の位置	
(14)	条例第 16 条の規定が適用される建築物	条例第 16 条第 1 項本文の規定が適用される建築物	各階平面図	開口部及び防火設備の位置	
				耐力壁及び非耐力壁の位置	
				外壁、袖壁、塀その他これらに類するものの位置及び高さ	
			耐火構造等の構造詳細図	主要構造部及び防火設備の断面の構造、材料の種別及び寸法	
			法第 27 条第 1 項の規定に適合する建築物	法第 27 条第 1 項の規定に適合することの確認に必要な図書	法第 27 条第 1 項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項
		条例第 16 条第 1 項ただし書の規定が適用される建築物		配置図	敷地内における通路の位置及び幅員
				各階平面図	開口部及び防火設備の位置
					耐力壁及び非耐力壁の位置
					避難上有効なバルコニーの位置
					耐火構造等の構造詳細図
		条例第 16 条第 2 項 (条例第 23 条の 4 第 3 項及び条例第 49 条第 2 項において準用する場合を含む。) の規定が適用される建築物		各階平面図	防火設備の位置及び種別
					防火区画の位置及び面積
					政令第 112 条第 18 項本文に規定する区画に用いる壁の構造
					風道の配置
					政令第 112 条第 20 項に規定する準耐火構造の防火区画を貫通する風道に設ける防火設備の位置及び種別
					給水管、配電管その他の管と政令第 112 条第 20 項に規定する準耐火構造の防火区画との隙間を埋める材料の種別
				2 面以上の断面図	政令第 112 条第 20 項に規定する準耐火構造の防火区画を貫通する風道に設ける防火設備の位置及び種別
					給水管、配電管その他の管と政令第 112 条第 20 項に規定する準耐火構造の防火区画との隙間を埋める材料の種別
耐火構造等の構造詳細図	防火設備の構造、材料の種別及び寸法				

		条例第 16 条第 2 項ただし書（条例第 23 条の 4 第 3 項及び条例第 49 条第 2 項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定が適用される建築物	条例第 16 条第 2 項ただし書 の規定に適合することの 確認に必要な図書	条例第 16 条第 2 項ただし書 の規定に適合すること の確認に必要な図書
		条例第 16 条第 3 項の 規定が適用される建 築物	各階平面図	火熱遮断壁等の位置
			耐火構造等の構造詳細図	火熱遮断壁等の断面の構造、材料の種別及び寸法
			政令第 109 条の 8 の規定に 適合することの確認に必要 な図書	政令第 109 条の 8 に規定する構造方法への適合 性審査に必要な事項
(15)	条例第 18 条の規定が適用される建築物		室内仕上げ表	2 階における条例第 18 条第 1 項に掲げる用途に 供する部分の直下の天井又は階段裏の仕上げの 材料の種別及び厚さ
(16)	条例第 19 条の規定が適用される建築物		各階平面図	廊下の幅
(17)	条例第 20 条の規定が適用される建築物		各階平面図	階段の配置及び幅
(18)	条例第 20 条の 2 の規定が適用される建築物		配置図	開口部及びその中心（当該開口部の直上垂直面から 突出する建築物の部分がある場合にあっては、 当該開口部の中心を当該中心を含む水平面上に おいて、当該開口部と直交する方向に当該突出す る建築物の部分の先端の直下まで移動させた点。 以下この項において同じ。）並びに敷地内の空地 の位置
			各階平面図	開口部及びその中心の位置
			2 面以上の断面図	開口部及びその中心の位置並びに開口部から敷 地境界線等までの距離
		条例第 20 条の 2 第 3 項の規定が適用され る建築物	配置図	道路、公園、広場、川その他これらに類する空地 の位置及び幅
(19)	条例第 23 条の規定が適用される建築物	条例第 23 条第 1 項の 規定が適用される建 築物	各階平面図	開口部及び防火設備の位置
				耐力壁及び非耐力壁の位置
				外壁、袖壁、塀その他これらに類するものの位置 及び高さ
			床面積求積図	棚状居室の床面積の合計
			耐火構造等の構造詳細図	主要構造部及び防火設備の断面の構造、材料の種 別及び寸法
		法第 27 条第 1 項 の規定に適合する 建築物	法第 27 条第 1 項の規定に適合 することの確認に必要な 図書	法第 27 条第 1 項に規定する構造方法への適合性 審査に必要な事項
		条例第 23 条第 2 項の 規定が適用される建 築物	各階平面図	居住又は就寝のための棚状部分の位置及び奥行 室内通路の位置及び幅員並びに出口の位置
			床面積求積図	室内通路の床面積の求積に必要な建築物の各部分 の寸法及び算式
			2 面以上の断面図	棚状居室の部分
		条例第 23 条第 3 項の 規定が適用される建 築物	各階平面図	火熱遮断壁等の位置
			耐火構造等の構造詳細図	火熱遮断壁等の断面の構造、材料の種別及び寸法
			政令第 109 条の 8 の規定に 適合することの確認に必要 な図書	政令第 109 条の 8 に規定する構造方法への適合 性審査に必要な事項
(20)	条例第 23 条	条例第 23 条の 2 だけ	各階平面図	耐力壁及び非耐力壁の位置

	条の2の規定が適用される建築物	し書の規定が適用される建築物	耐火構造等の構造詳細図	主要構造部である壁、柱、床、はり及び屋根の軒裏の断面の構造、材料の種別及び寸法
(21)	条例第23条の3の規定が適用される建築物		付近見取図	敷地の位置 敷地の接する道路が法第42条第1項第2号又は第5号に該当する道路である場合にあっては、その道路が接続する道路の種類
			配置図	各住戸の主要な出入口の位置 道路等に通ずる通路の位置及び幅員
			床面積求積図	長屋の用途に供する建築物の各部分の床面積の合計
	条例第23条の3第2号の規定が適用される建築物		配置図	避難上有効な開口部の位置
			各階平面図	開口部及び防火設備の位置 耐力壁及び非耐力壁の位置 外壁、袖壁、塀その他これらに類するものの位置及び高さ
			耐火構造等の構造詳細図	主要構造部及び防火設備の断面の構造、材料の種別及び寸法
	条例第23条の3第3号の規定が適用される建築物		配置図	避難上有効な開口部の位置
			各階平面図	開口部及び防火設備の位置 耐力壁及び非耐力壁の位置 外壁、袖壁、塀その他これらに類するものの位置及び高さ
			耐火構造等の構造詳細図	主要構造部である壁、柱、床、はり及び屋根の軒裏の断面の構造、材料の種別及び寸法
(22)	条例第23条の4の規定が適用される建築物	条例第23条の4第1項第1号本文の規定が適用される建築物	各階平面図	開口部及び防火設備の位置 耐力壁及び非耐力壁の位置 外壁、袖壁、塀その他これらに類するものの位置及び高さ
			耐火構造等の構造詳細図	主要構造部及び防火設備の断面の構造、材料の種別及び寸法
		条例第23条の4第1項第1号アの規定が適用される建築物	配置図	敷地内における通路の位置及び幅員
			各階平面図	開口部及び防火設備の位置 耐力壁及び非耐力壁の位置
			耐火構造等の構造詳細図	主要構造部である壁、柱、床、はり及び屋根の軒裏の断面の構造、材料の種別及び寸法
		条例第23条の4第1項第1号イの規定が適用される建築物	各階平面図	警報設備等の位置及び構造 戸の位置
			耐火構造等の構造詳細図	戸の構造
		政令第112条第15項に規定する堅穴部分 ^{（イ）} を有する建築物	政令第112条第15項の規定に適合することの確認に必要な図書	政令第112条第15項に規定する国土交通大臣が定める建築物の堅穴部分に該当することを確認するために必要な事項
		条例第23条の4第1項第2号又は第3号の規定が適用される建築物	室内仕上げ表	2階における長屋の用途に供する部分の直下の天井又は階段裏の仕上げの材料の種別及び厚さ
		条例第23条の4第4項の規定が適用される建築物	各階平面図	長屋の各住戸が互いに接続している部分の長さ
		条例第23条の4第2項の規定が適用される建築物	各階平面図	火熱遮断壁等の位置
			耐火構造等の構造詳細図	火熱遮断壁等の断面の構造、材料の種別及び寸法
			政令第109条の8の規定に適合することの確認に必要な	政令第109条の8に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項

			な図書	
		条例第 23 条の 4 第 5 項の規定が適用される建築物	各階平面図	長屋の各住戸が互いに接続している部分の長さ
(23)	条例第 24 条の規定が適用される建築物		付近見取図	敷地の位置 敷地の接する道路が法第 42 条第 1 項第 2 号又は第 5 号に該当する道路である場合にあっては、その道路が接続する道路の種類
			配置図	敷地の道路に接する部分及びその長さ 敷地の道路に接する部分の長さを算定するための算式 敷地の主要な出入口及びその他の出入口並びに建築物の客用の出口の位置
			床面積求積図	条例第 24 条第 1 項に掲げる用途に供する建築物の各部分の床面積の合計
		条例第 24 条第 3 項の規定が適用される建築物	条例第 24 条第 3 項の許可の内容に適合することの確認に必要な図書	当該許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項
(24)	条例第 25 条の規定が適用される建築物		配置図	建築物の主要な出入口の位置 通行上及び避難上有効な空地の位置及び間口
			2 面以上の断面図	歩廊、ポーチその他これらに類する建築物又は歩廊、ポーチその他これらに類する建築物の部分の内法の高さ
			耐火構造等の構造詳細図	歩廊、ポーチその他これらに類する建築物又は歩廊、ポーチその他これらに類する建築物の部分の断面の構造及び材料の種別
		条例第 25 条第 4 項の規定が適用される建築物	条例第 25 条第 4 項の許可の内容に適合することの確認に必要な図書	当該許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項
(25)	条例第 26 条の規定が適用される建築物		配置図	建築物の主要な出入口の位置 条例第 26 条に定められた道路境界線からの後退距離の限度の線
			床面積求積図	条例第 24 条第 1 項に掲げる用途に供する建築物の各部分の床面積の合計
(26)	条例第 27 条の規定が適用される建築物		配置図	建築物の出口の位置 敷地内の通路の位置及び幅員
			各階平面図	各構えの主要な出口及びその他の出口の位置 廊下等の位置及び幅員
		条例第 27 条第 6 項の規定が適用される建築物	条例第 27 条第 6 項の許可の内容に適合することの確認に必要な図書	当該許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項
(27)	条例第 28 条の規定が適用される建築物		配置図	敷地内の通路の位置及び幅員
			各階平面図	屋外への出口（屋外階段を含む。）の位置
		条例第 28 条第 4 項の規定が適用される建築物	条例第 28 条第 4 項の許可の内容に適合することの確認に必要な図書	当該許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項
(28)	条例第 29 条の規定が適用される建築物		付近見取図	敷地の位置 敷地の接する道路が法第 42 条第 1 項第 2 号又は第 5 号に該当する道路である場合にあっては、その道路が接続する道路の種類
			配置図	敷地の道路に接する部分及びその長さ 敷地の道路に接する部分の長さを算定するための算式 敷地の主要な出入口及びその他の出入口並びに建築物の客用の出口の位置

		条例第 29 条第 3 項の規定が適用される建築物	床面積求積図	客席等の床面積の合計
			各階平面図	防火設備の位置及び種別 防火区画の位置及び面積
		条例第 29 条第 4 項の規定が適用される建築物	耐火構造等の構造詳細図	主要構造部及び防火設備の断面の構造、材料の種別及び寸法
			条例第 29 条第 4 項の許可の内容に適合することの確認に必要な図書	当該許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項
(29)	条例第 30 条の規定が適用される建築物		配置図	敷地及び建築物の主要な出入口の位置 通行上及び避難上有効な空地の位置及び面積並びに条例第 30 条第 1 項に規定する数値を算定するための算式
			各階平面図	床に固定されているいす席の席数及び長いすにあってはその正面の幅
			床面積求積図	客席等の床面積の合計
			2 面以上の断面図	歩廊、ポーチその他これらに類する建築物又は歩廊、ポーチその他これらに類する建築物の部分の内法の高さ
			耐火構造等の構造詳細図	歩廊、ポーチその他これらに類する建築物又は歩廊、ポーチその他これらに類する建築物の部分の断面の構造及び材料の種別
(30)	条例第 31 条の規定が適用される建築物		配置図	建築物の主要な出入口及び建築物の客用の出口の位置、それらの道路境界線からの後退距離並びに条例第 31 条第 1 項に規定する数値を算定するための算式
				道路の歩道の部分の位置及び幅員
(31)	条例第 32 条の規定が適用される建築物		配置図	客用の出口の位置及び幅 敷地内の通路の位置及び幅員 敷地内の通路の段の位置及び数
			2 面以上の断面図	歩廊、ポーチその他これらに類する建築物又は歩廊、ポーチその他これらに類する建築物の部分の内法の高さ
(28)	条例第 33 条の規定が適用される建築物	条例第 33 条第 1 項の規定が適用される建築物	各階平面図	客席等の位置 耐力壁及び非耐力壁の位置
			床面積求積図	客席等の床面積の合計
			2 面以上の断面図	客席等の床面の位置及び地盤面からの垂直距離
			耐火構造等の構造詳細図	主要構造部である壁、柱、床、はり及び屋根の軒裏の断面の構造、材料の種別及び寸法
		条例第 33 条第 2 項の規定が適用される建築物	各階平面図	火熱遮断壁等の位置
			耐火構造等の構造詳細図	火熱遮断壁等の断面の構造、材料の種別及び寸法
(33)	条例第 34 条の規定が適用される建築物		政令第 109 条の 8 の規定に適合することの確認に必要な図書	政令第 109 条の 8 に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項
(34)	条例第 34 条の 2 の規定が適用される建築物		各階平面図	通路の幅員
			2 面以上の断面図	通路の勾配及び滑止めの有無
				けあげ及び踏面の寸法
				踊場の位置及び踏幅
(35)	条例第 35 条の規定が適用される建築物		各階平面図	手すりその他これに類するものの位置 手すりその他これに類するものの位置及び高さ
				客席等の客用の出口の位置、幅及び高低差 床に固定されているいす席の席数及び長いすにあってはその正面の幅

			客用の出口の幅の合計及び条例第 35 条第 3 項に規定する数値を算定するための算式
			床面積求積図 客席等の床面積の合計
(36)	条例第 36 条の規定が適用される建築物	各階平面図	客席等の客用の出口及び建築物の客用の出口の位置
			廊下又は広間の類及び直通階段の位置
			防火設備の位置及び種別
			防火区画の位置
			床に固定されているいす席の席数及び長いすにあってはその正面の幅
			廊下又は広間の類の幅及び条例第 36 条第 4 項第 1 号に規定する数値を算定するための算式
		床面積求積図	客席等の床面積の合計
		2 面以上の断面図	廊下又は広間の類の段の数並びに段のけあげ及び踏面の寸法
			廊下又は広間の類の勾配及び滑止めの有無
(37)	条例第 38 条の規定が適用される建築物	各階平面図	直通階段の配置、構造及び幅
			直通階段の客席等の各部分からの歩行経路及び歩行距離
			床に固定されている椅子席の席数及び長椅子にあってはその正面の幅
			条例第 38 条第 1 項に規定する数値を算定するための算式
			階段室、バルコニー及び附室の開口部、窓及び出入口の構造及び面積
			避難階段又は特別避難階段に通ずる出入口の幅
		床面積求積図	客席等の床面積の合計
		2 面以上の断面図	直通階段の構造
(38)	条例第 39 条の規定が適用される建築物	平面図	廊下又は広間の類及び客席等の位置
		床面積求積図	客席等の床面積の合計
		2 面以上の断面図	屋上広場等の構造
		各階平面図	直通階段の配置、構造及び幅
			階段室、屋上広場等及び附室の開口部、窓及び出入口の構造及び面積
			避難階段又は特別避難階段に通ずる出入口の幅
		2 面以上の断面図	直通階段の構造
		室内仕上げ表	政令第 123 条第 1 項第 2 号及び第 3 項第 4 号に規定する部分の仕上げ及び下地の材料の種別及び厚さ
		各階平面図	屋内から屋上広場等に通ずる出入口の位置及び幅
			屋内から屋上広場等に通ずる出入口の高さ及び下端の床面からの高さ
		各階平面図	屋上広場等に面する外壁に設けられた開口部及び防火設備の位置並びに防火設備の種別
		耐火構造の構造詳細図	屋上広場等の床の断面の構造、材料の種別及び寸法
		各階平面図	屋上広場等に設置する工作物、建築設備その他これらに類するものの位置
		各階平面図	屋内から屋上広場等に通ずる出入口の戸に設ける施錠装置の構造
		各階平面図	第 21 条第 6 号に規定する数値を算定するための

		が適用される建築物		算式
			床面積求積図	5 階以上の階における条例第 39 条第 1 項に掲げる用途に供する建築物の各部分の床面積の合計
		第 21 条第 7 号の規定が適用される建築物	各階平面図	バルコニーの位置、寸法及び面積
				床に固定されている椅子席の席数及び長椅子にあってはその正面の幅
				第 21 条第 7 号に規定する数値を算定するための算式
		第 21 条第 8 号の規定が適用される建築物	各階平面図	バルコニーの寸法
第 21 条第 9 号の規定が適用される建築物	2 面以上の断面図	バルコニーの位置及び寸法		
(39)	条例第 40 条の規定が適用される建築物	第 21 条第 10 号の規定が適用される建築物	各階平面図	階段、傾斜路、避難はしごその他これらに類するものの位置
				客用の出口の高低差、幅及び幅の合計
				床に固定されているいす席の席数及び長いすにあってはその正面の幅
				条例第 40 条第 1 項に規定する数値を算定するための算式
				主要な出入口の位置及び幅の合計
				床面積求積図
(40)	条例第 41 条の規定が適用される建築物		各階平面図	防火設備の位置及び種別
				防火区画の位置
			床面積求積図	舞台の床面積
			2 面以上の断面図	舞台の上部と下部の用途
			耐火構造等の構造詳細図	舞台とこれに附属する各室との隔壁の断面の構造、材料の種別及び寸法
			室内仕上げ表	舞台及びこれに附属する各室との隔壁の仕上げの材料の種別及び厚さ
(41)	条例第 42 条の規定が適用される建築物		条例第 42 条の許可の内容に適合することの確認に必要な図書	当該許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項
(42)	条例第 43 条の 2 の規定が適用される建築物		各階平面図	廊下の幅員
				条例第 43 条の 2 に規定する個室の位置
(42)	条例第 43 条の 3 の規定が適用される建築物		各階平面図	直通階段の配置
				居室の各部分からの歩行経路及び歩行距離
			2 面以上の断面図	直通階段の構造
(42)	条例第 43 条の 4 の規定が適用される建築物		各階平面図	客用の出口の位置
				廊下若しくは広間の類又は階段の位置
				扉に設ける自動閉鎖装置等の設置状況
(43)	条例第 44 条の規定が適用される建築物		各階平面図	耐力壁及び非耐力壁の位置
			耐火構造等の構造詳細図	主要構造部の断面の構造、材料の種別及び寸法
(44)	条例第 45 条の規定が適用される建築物		各階平面図	開口部及び特定防火設備の位置
				耐力壁及び非耐力壁の位置
				外壁、袖壁、塀その他これらに類するものの位置及び高さ
			耐火構造等の構造詳細図	周壁、天井（天井のない場合においては、屋根）、床及び特定防火設備の断面の構造、材料の種別及び寸法
(45)	条例第 46 条の規定が適用される建築物		使用建築材料表	燃料倉庫又は灰捨て場の周壁の建築材料の種別
			2 面以上の断面図	煙突の高さ
		条例第 46 条ただし書の規定が適用される	条例第 46 条ただし書の許可の内容に適合することの確認	当該許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項

		建築物	認に必要な図書	
(46)	条例第 47 条の規定が適用される建築物		配置図	敷地の道路に接する部分及びその長さ
				敷地の道路に接する部分の長さを算定するための算式
				自動車用の出入口の位置
	条例第 47 条第 2 項第 2 号の規定が適用される建築物		床面積求積図	条例第 47 条第 1 項に掲げる用途に供する建築物の各部分の床面積の合計
			付近見取図	敷地の位置
			配置図	敷地の接する道路が法第 42 条第 1 項第 2 号又は第 5 号に該当する道路である場合にあっては、その道路が接続する道路の種類
(47)	条例第 47 条の 2 の規定が適用される建築物		付近見取図	公共の用に供する空地の位置及び整備形態並びに当該空地を含めた道路の幅員
			配置図	自動車用の出入口の周辺の踏切又は条例第 47 条の 2 第 5 号に掲げる用途に供する建築物の敷地若しくは公園の主要な出入口の位置
				自動車用の出入口の位置
				自動車用の出入口の接する道路の縦断勾配及び幅員
				交差点又は曲がり角の位置及び自動車用の出入口までの距離
				踏切の位置及び自動車用の出入口までの距離
				乗合自動車の停留所の位置及び自動車用の出入口までの距離
(48)	条例第 48 条の規定が適用される建築物		配置図	条例第 47 条の 2 第 5 号に掲げる用途に供する建築物の敷地又は公園の主要な出入口の位置及び自動車用の出入口までの距離
			配置図	自動車用の出口及び車路の位置
		条例第 48 条第 1 項の規定が適用される建築物	配置図	車路の中心線
			2 面以上の断面図	前面道路との境界線から 2 メートル後退した車路の中心線の位置において当該道路の中心線に直角に向かって左右それぞれ 60 度の線
		条例第 48 条第 2 項	配置図	自動車用出口の内法の高さ
				特殊な装置の出入口の位置
				空地の幅及び奥行
		条例第 48 条第 3 項の規定が適用される建築物	配置図	車路の幅員及び長さ
				自動車を安全に回転させることができる装置を設ける場合にあっては、その位置
(49)	条例第 48 条の 2 の規定が適用される建築物		駐車場法施行令第 15 条の認定の内容に適合することの確認に必要な図書	当該認定に係る駐車施設の構造に関する事項
			条例第 48 条の 2 の許可の内容に適合することの確認に必要な図書	当該許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項
(50)	条例第 49 条の規定が適用される建築物		各階平面図	耐力壁及び非耐力壁の位置
			耐火構造等の構造詳細図	主要構造部の断面の構造、材料の種別及び寸法
		第 22 条の規定が適用される建築物	配置図	自動車庫の用途に供する建築物の水平投影と隣地境界線及び同一敷地内の他の建築物の水平投影との水平距離
			各階平面図	開口部の位置及び面積並びに第 22 条第 3 号に規定する数値を算定するための算式
			2 面以上の断面図	張り間方向及びけた行方向の水平距離
(51)	条例第 50 条の規定が適用される建		平面図	各階の開口部の位置
				避難階若しくは地上に通ずる直通階段又はこれ

	建築物		に類する施設の位置
			換気設備の位置
			排水設備の位置
		2面以上の断面図	耐水材料の種別
(52)	条例第51条の規定が適用される建築物	各階平面図	避難用の出口の位置
(53)	条例第52条の規定が適用される建築物	付近見取図	敷地の位置
			敷地の接する道路が法第42条第1項第2号又は第5号に該当する道路である場合にあっては、その道路が接続する道路の種類
		配置図	敷地の道路に接する部分及びその長さ
			敷地の道路に接する部分の長さを算定するための算式
			敷地の主要な出入口及びその他の出入口並びに建築物の客用の出口の位置
		床面積求積図	条例第52条第1項又は第2項に掲げる用途に供する建築物の各部分の床面積の合計
	条例第52条第4項の規定が適用される建築物	条例第52条第4項の許可の内容に適合することの確認に必要な図書	当該許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項
(54)	条例第53条の規定が適用される建築物	付近見取図	敷地の位置
			敷地の接する道路が法第42条第1項第2号又は第5号に該当する道路である場合にあっては、その道路が接続する道路の種類
		配置図	敷地の道路に接する部分及びその長さ
			敷地の主要な出入口及びその他の出入口並びに建築物の主要な出入口の位置
		床面積求積図	条例第53条第1項に掲げる用途に供する建築物の各部分の床面積の合計
	条例第53条第2項の規定が適用される建築物	条例第53条第2項の許可の内容に適合することの確認に必要な図書	当該許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項
(55)	条例第53条の3の規定が適用される建築物	エレベーターの昇降路の断面図	エレベーターのピットにおける保守点検のための照明設備の位置
			トラップその他これに類するものの位置
(56)	条例第53条の4の規定が適用される建築物	各階平面図	防火設備の位置及び種別
			防火区画の位置及び面積
			エレベーターの機械室における保守点検のための照明設備及びそのスイッチの位置
		耐火構造等の構造詳細図	防火設備の構造、材料の種別及び寸法
(57)	条例第53条の5の規定が適用される建築物	各階平面図	小荷物専用昇降機の機械室における保守点検を容易に行うことができる点検口及び照明設備の位置
		小荷物専用昇降機の機械室の断面図	小荷物専用昇降機の機械室における保守点検を容易に行うことができる点検口及び照明設備の位置
(58)	条例第53条の9の規定が適用される建築物	条例第53条の9の許可の内容に適合することの確認に必要な図書	当該許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項
(58)の2	条例第54条の規定が適用される建築物	法第86条第1項若しくは第2項又は法第86条の2第1項の認定の内容に適合することの確認に必要な図書	当該認定に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項
(58)の3	条例第54条の2の規定が適用される建築物	法第86条第1項の規定の内容に適合することの確認に	当該認定に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項

		必要な図書	
(58)の4	条例第55条の規定が適用される建築物	法第85条第6項又は第7項の許可の内容に適合することの確認に必要な図書	仮設興行場等の許可の内容に関する事項
(59)	条例第56条の規定が適用される建築物	既存不適格調書	既存建築物の基準時及びその状況に関する事項
		各階平面図	増築又は改築に係る部分
		耐火構造等の構造詳細図	床又は壁の断面の構造、材料の種別及び寸法
		政令第117条第2項各号の規定に適合することの確認に必要な図書	政令第117条第2項各号に掲げる建築物の部分に該当することを確認するために必要な事項
		条例第56条第2項第1号イの規定に適合することの確認に必要な図書	条例第56条第2項第1号イの規定に適合することを確認するために必要な事項
		条例第56条第2項第2号の規定が適用される建築物	条例第56条第2項第2号の規定に適合することを確認するために必要な事項
		条例第56条第3項の規定が適用される建築物	条例第56条第3項の規定に適合することを確認するために必要な事項
		条例第56条第4項第1号の規定が適用される建築物	各階平面図 耐火構造等の構造詳細図 火熱遮断壁等の位置 火熱遮断壁等の断面の構造、材料の種別及び寸法
			政令第109条の8の規定に適合することの確認に必要な図書 政令第109条の8に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項
			条例第56条第4項第1号イの規定に適合することを確認するために必要な事項
		条例第56条第4項第2号の規定が適用される建築物	条例第56条第4項第2号の規定に適合することを確認するために必要な事項
		条例第56条第5項の規定が適用される建築物	各階平面図 耐火構造等の構造詳細図 火熱遮断壁等の位置 火熱遮断壁等の断面の構造、材料の種別及び寸法
			政令第109条の8の規定に適合することの確認に必要な図書 政令第109条の8に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項
		条例第56条第6項の規定が適用される建築物	耐火構造等の構造詳細図 床又は壁の断面の構造、材料の種別及び寸法
			政令第117条第2項各号の規定に適合することの確認に必要な図書 政令第117条第2項各号に掲げる建築物の部分に該当することを確認するために必要な事項
		条例第56条第8項の規定が適用される建築物	既存不適格調書 増築又は改築の後における延べ面積及び建築面積が基準時における敷地面積に対して法第52条第1項及び法第53条の規定に適合することの確認に必要な算式
(59)の2	条例第56条の2の規定が適用される建築物		既存不適格調書 既存建築物の基準時及びその状況に関する事項
		条例第56条の2第2項の規定が適用される建築物	各階平面図 大規模の修繕等に係る部分 政令第137条の12第4項の規定に適合することを確認するために必要な事項
		条例第56条の2第3項の規定が適用される建築物	各階平面図 大規模の修繕等に係る部分
		条例第56条の2第4項の規定が適用される建築物	政令第137条の12第6項の規定に適合することの確認に必要な図書 当該認定に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項

		条例第 56 条の 2 第 5 項の規定が適用される建築物	条例第 56 条の 2 第 5 項の認定の内容に適合することの確認に必要な図書	当該認定に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項
(59) の 3	条例第 56 条の 3 の規定が適用される建築物		既存不適格調書	既存建築物の基準時及びその状況に関する事項
			各階平面図	用途変更に係る部分
		条例第 56 条の 3 第 1 項の規定が適用される建築物	各階平面図	火熱遮断壁等の位置
			耐火構造等の構造詳細図	火熱遮断壁等の断面の構造、材料の種別及び寸法
			政令第 109 条の 8 の規定に適合することの確認に必要な図書	政令第 109 条の 8 に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項
(59) の 4	条例第 56 条の 4 の規定が適用される建築物	条例第 56 条の 3 第 2 項の規定が適用される建築物	耐火構造等の構造詳細図	床又は壁の断面の構造、材料の種別及び寸法
			政令第 117 条第 2 項各号の規定に適合することの確認に必要な図書	政令第 117 条第 2 項各号に掲げる建築物の部分に該当することを確認するために必要な事項
		条例第 56 条の 4 第 1 項の規定が適用される建築物	床面積求積図	特定規定に規定する用途に供する建築物の各部分の床面積の合計
			床面積求積図	車庫等の用途に供する建築物の各部分の床面積の合計
		条例第 56 条の 4 第 1 項第 2 号の規定が適用される建築物 床面積求積図	床面積求積図	特定規定に規定する用途以外の用途に供する建築物の各部分の床面積の合計 共用部分の床面積の合計 条例第 56 条の 4 第 1 項第 2 号に規定する数値を算定するための算式
(60)	地区計画建築条例第 5 条の規定が適用される建築物	条例第 56 条の 4 第 2 項の規定が適用される建築物	床面積求積図	自動車車庫又は自動車修理工場の用途に供する建築物の各部分の床面積の合計 専ら自転車のための車庫等の用途に供する建築物の各部分の床面積の合計
			付近見取図	敷地の位置 隣地にある建築物の位置及び用途
			配置図	制限の異なる区域又は地区の境界線
			危険物の数量表	危険物の種類及び数量
			工場・事業調書	事業の種類
(61)	地区計画建築条例第 6 条の規定が適用される建築物	地区計画建築条例第 6 条第 4 項の規定が適用される建築物	付近見取図	敷地の位置 隣地にある建築物の位置及び用途
			配置図	制限の異なる区域又は地区の境界線
			敷地面積求積図	敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法及び算式
			地区計画建築条例第 6 条第 4 項の規定に適合することの確認に必要な図書	地区計画建築条例第 6 条第 4 項に規定する建築物の延べ面積の算定に関する事項
(62)	地区計画建築条例第 6 条の 2 の規定が適用される建築物	地区計画建築条例第 6 条の 2 第 3 項の規定が適用される建築物	付近見取図	敷地の位置 隣地にある建築物の位置及び用途
			配置図	制限の異なる区域又は地区の境界線
			敷地面積求積図	敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法及び算式
			地区計画建築条例第 6 条の 2 第 3 項の規定に適合することの確認に必要な図書	地区計画建築条例第 6 条の 2 第 3 項に規定する適用の除外に関する事項
(63)	地区計画建築条例第 7 条の規定が適用される建築物		付近見取図	敷地の位置 隣地にある建築物の位置及び用途
			配置図	防火地域の境界線

			制限の異なる区域又は地区の境界線
		敷地面積求積図	敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法及び算式
		建築面積求積図	建築面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式
		耐火構造等の構造詳細図	主要構造部の断面の構造、材料の種別及び寸法
(64)	地区計画建築条例第 8 条の規定が適用される建築物	付近見取図	敷地の位置
			隣地にある建築物の位置及び用途
		配置図	制限の異なる区域又は地区の境界線
		敷地面積求積図	敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法及び算式
		地区計画建築条例第 8 条第 2 項の規定が適用される建築物	地区計画建築条例第 8 条第 2 項に規定する適用の除外に関する事項
		地区計画建築条例第 8 条第 3 項又は第 5 項の規定が適用される建築物	現に存する所有権その他の権利に基づいて当該土地を建築物の敷地として使用することができる旨を証する書面
(65)	地区計画建築条例第 9 条の規定が適用される建築物	付近見取図	敷地の位置
			隣地にある建築物の位置及び用途
		配置図	制限の異なる区域又は地区の境界線
			地区計画建築条例第 9 条第 1 項において定められた外壁又はこれに代わる柱の面の後退距離の限度の線
			申請に係る建築物の外壁又はこれに代わる柱の面の位置
		地区計画建築条例第 9 条第 2 項又は第 3 項の規定が適用される建築物	地区計画建築条例第 9 条第 2 項又は第 3 項に規定する適用の除外に関する事項
(66)	地区計画建築条例第 10 条の規定が適用される建築物	付近見取図	敷地の位置
			隣地にある建築物の位置及び用途
		配置図	地盤面からの申請に係る建築物の各部分の高さ
			地盤面の異なる区域の境界線
		2 面以上の断面図	地盤面からの建築物の各部分の高さ
			地区計画建築条例第 10 条の規定による建築物の各部分の高さの限度
			敷地の接する道路の位置及び幅員
			擁壁の位置
			土地の高低
			地盤面の異なる区域の境界線
		地区計画建築条例第 10 条第 5 項の規定が適用される建築物	地区計画建築条例第 10 条第 5 項に規定する適用の除外に関する事項
		地区計画建築条例別表第 8 において前面道路の反対側の境界線までの水平距離に基づく高さの限度が定められている建築物	前面道路の路面の中心からの申請に係る建築物の各部分の高さ
			地区計画建築条例別表第 8 において準用する政令第 132 条第 1 項若しくは第 2 項又は政令第 134 条第 2 項に規定する区域の境界線
			前面道路の反対側又は隣地にある公園、広場、水面その他これらに類するものの位置
		2 面以上の断面図	前面道路の路面の中心の高さ
			前面道路の路面の中心からの建築物の各部分の高さ

			前面道路の中心線
			地区計画建築条例別表第8において準用する政令第132条第1項若しくは第2項又は政令第134条第2項に規定する区域の境界線
			前面道路の反対側又は隣地にある公園、広場、水面その他これらに類するものの位置
	地区計画建築条例別表第8において前面道路の中心線等までの真北方向の水平距離に基づく高さの限度が定められている建築物	配置図	北側の前面道路の反対側又は北側の隣地にある水面、線路敷その他これらに類するものの位置
		2面以上の断面図	北側の前面道路の反対側又は北側の隣地にある水面、線路敷その他これらに類するものの位置
	地区計画建築条例別表第8の2において高さの算定方法について地盤面以外の水平面（以下この項において「基準となる水平面」という。）からの高さによることとされている建築物	配置図	基準となる水平面からの申請に係る建築物の各部分の高さ
		2面以上の断面図	基準となる水平面
			基準となる水平面からの建築物の各部分の高さ
(67)	地区計画建築条例第10条の2の規定が適用される建築物	付近見取図	敷地の位置
			隣地にある建築物の位置及び用途
		配置図	制限の異なる区域又は地区の境界線
		敷地面積求積図	敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法及び算式
		建築面積求積図	建築面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式
	地区計画建築条例第10条の2第2項の規定が適用される建築物	地区計画建築条例第10条の2第2項の規定の内容に適合することの確認に必要な図書	地区計画建築条例第10条の2第2項に規定する適用の除外に関する事項
(68)	地区計画建築条例第10条の3の規定が適用される建築物	配置図	垣又はさくの構造
		2面以上の立面図	垣又はさくの構造
(69)	地区計画建築条例第13条の規定が適用される建築物	既存不適格調書	既存建築物の基準時及びその状況に関する事項
	地区計画建築条例第13条第1項の規定が適用される建築物	敷地面積求積図	敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法及び算式
		建築面積求積図	建築面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式
		危険物の数量表	危険物の種類及び数量
		工場・事業調書	事業の種類
	地区計画建築条例第13条第2項の規定が適用される建築物	各階平面図	省令第1条の3第1項の表2(63)項に掲げる政令第137条の8の規定が適用される建築物の各階平面図に明示すべき事項
	地区計画建築条例第13条第3項の規定が適用される建築物	敷地面積求積図	敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法及び算式
(70)	地区計画建築条例第14条の規定が適用される建築物	地区計画建築条例第14条各号の許可の内容に適合することの確認に必要な図書	当該許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項
(71)	特別工業地区条例第3条の規定が適用される建築物	付近見取図	敷地の位置
		配置図	特別工業地区の境界線
	特別工業地区条例第3条第	特別工業地区条例第3条第	当該許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又

		3 条第 1 項ただし書の規定が適用される建築物	1 項ただし書の許可の内容に適合することの確認に必要な図書	は用途に関する事項
(72)	特別工業地区条例第 5 条の規定が適用される建築物		敷地面積求積図	敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法及び算式
			建築面積求積図	建築面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式
(73)	地下室マンション条例第 3 条の規定が適用される建築物		配置図	高度地区の境界線
				建築物が周囲の地面と接する各位置の高さ
		地下室マンション条例第 3 条第 2 項の規定が適用される建築物	2 面以上の断面図	階数が最大の部分
			地下室マンション条例第 3 条第 2 項の許可の内容に適合することの確認に必要な図書	当該許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項
(73)	地下室マンション条例第 3 条の 2 の 2 の規定が適用される建築物		既存不適格調書	既存建築物の基準時及びその状況に関する事項
(74)	都心機能誘導地区条例第 3 条の規定が適用される建築物		付近見取図	敷地の位置
		都心機能誘導地区条例第 3 条第 2 項の規定が適用される建築物	都心機能誘導地区条例第 3 条第 2 項各号の許可の内容に適合することの確認に必要な図書	当該許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項
(74)	都心機能誘導地区条例第 3 条の 2 の 2 の規定が適用される建築物		既存不適格調書	既存建築物の基準時及びその状況に関する事項
		都心機能誘導地区条例第 3 条の 2 第 2 項の規定が適用される建築物	各階平面図	用途の変更に係る部分
			床面積求積図	用途変更後の都心機能誘導地区条例別表第 2 第 1 項に掲げる用途に供する部分の床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式
(74)	都心機能誘導地区条例第 3 条の 3 の 3 の規定が適用される建築物		既存不適格調書	既存建築物の基準時及びその状況に関する事項
			各階平面図	用途の変更に係る部分
(75)	都心機能誘導地区条例第 4 条の規定が適用される建築物		都心機能誘導地区条例第 4 条各号の許可の内容に適合することの確認に必要な図書	当該許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項
(76)	不燃化推進条例第 6 条の規定が適用される建築物	不燃化推進条例第 6 条第 1 項の規定が適用される建築物	配置図	隣地境界線、道路中心線及び同一敷地内の他の建築物の外壁の位置
			各階平面図	開口部及び防火設備の位置
				耐力壁及び非耐力壁の位置
				スプリンクラー設備等消火設備の配置
				外壁、袖壁、塀その他これらに類するものの位置及び高さ
			2 面以上の立面図	開口部の面積、位置、構造、形状及び寸法
			2 面以上の断面図	換気孔の位置及び面積
				窓の位置及び面積
		法第 86 条の 4 各号のいずれかに該当する建築物	耐火構造等の構造詳細図	主要構造部の断面及び防火設備の構造、材料の種類及び寸法
			法第 86 条第 1 項から第 4 項まで又は法第 86 条の 2 第 1 項から第 3 項までの認定又は許可の内容に適合することの確認に必要な図書	当該認定又は許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項
		不燃化推進条例第 6 条第 1 項た	配置図	防火地域の境界線
			各階平面図	防火壁の位置

		だし書の規定が適用される建築物	耐火構造等の構造詳細図	防火壁の断面の構造、材料の種別及び寸法
		不燃化推進条例第6条第2項第2号の規定が適用される建築物	耐火構造等の構造詳細図	主要構造部の断面の構造及び材料の種別
				防火設備の構造、材料の種別及び寸法
		不燃化推進条例第6条第2項第3号の規定が適用される建築物	耐火構造等の構造詳細図	門又は塀の断面の構造及び材料の種別
		不燃化推進条例第6条第3項の規定が適用される建築物	不燃化推進条例第6条第3項の許可の内容に適合することの確認に必要な図書	当該許可に係る建築物の敷地又は構造に関する事項
(77)	不燃化推進条例第7条の規定が適用される建築物		配置図	不燃化推進地域の境界線
		不燃化推進条例第7条ただし書の規定が適用される建築物	各階平面図	防火壁の位置
			耐火構造等の構造詳細図	防火壁の断面の構造、材料の種別及び寸法
(78)	不燃化推進条例第8条の規定が適用される建築物		配置図	敷地境界線の位置
			各階平面図	壁及び開口部の位置
				延焼のおそれのある部分
			2面以上の立面図	常時開放されている開口部の位置
			2面以上の断面図	塀その他これに類するものの高さ及び材料の種別
			耐火構造等の構造詳細図	柱、はり、外壁及び屋根の断面の構造及び材料の種別
(79)	不燃化推進条例第9条の規定が適用される建築物		法第85条第6項又は第7項の許可の内容に適合することの確認に必要な図書	仮設興行場等の許可の内容に関する事項
(80)	不燃化推進条例第10条の規定が適用される建築物		既存不適格調書	既存建築物の基準時及びその状況に関する事項
		不燃化推進条例第10条第1項の規定が適用される建築物	耐火構造等の構造詳細図	増築又は改築に係る部分の外壁及び軒裏の断面の構造、材料の種別及び寸法
			各階平面図	基準時以後の増築又は改築に係る部分
		不燃化推進条例第10条第2項の規定が適用される建築物	法第86条第1項若しくは第2項又は法第86条の2第1項の認定の内容に適合することの確認に必要な図書	当該認定に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項
(備考)				
この表における用語の意義は、各項ごとにそれぞれ(ア)欄に掲げる規定の例による。				

別表第2及び別表第3 削除

別表第4 特定工程及び特定工程後の工程

	(ア) 建築物の構造、用途又は規模	(イ) 指定する特定工程及び特定工程後の工程			
		基礎工事に関する工程		建方工事に関する工程	
		特定工程	特定工程後の工程	特定工程	特定工程後の工程
(1)	木造の建築物 ((2)項及び(4)項			土台、柱、はり及び	木造の軸組を覆う

	に掲げる建築物を除く。)で階数が1又は2であり、かつ、延べ面積が500平方メートル以下の建築物				筋かい(以下この表において「木造の軸組」という。)を金物等により接合する工事の工程	床、壁又は天井を設ける工事の工程
(2)	枠組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件(平成13年国土交通省告示第1540号)に規定する枠組壁工法(この表において「枠組壁工法」という。)による木造の建築物で階数が1又は2であり、かつ、延べ面積が500平方メートル以下の建築物				小屋組工事の工程	枠組を覆う屋内側の壁又は天井を設ける工事の工程
(3)	木造以外の建築物(木造とその他の構造を併用する建築物を含む。)で階数が1であり、かつ、延べ面積が200平方メートル以下の建築物(4項及び(5)項に掲げる建築物を除く。)	主要な構造が木造(枠組壁工法による木造を除く。)の建築物			木造の軸組を金物等により接合する工事の工程	木造の軸組を覆う床、壁又は天井を設ける工事の工程
		主要な構造が枠組壁工法による木造の建築物			小屋組工事の工程	枠組を覆う屋内側の壁又は天井を設ける工事の工程
		主要な構造が木造以外の建築物	基礎(くい基礎を除く。以下この表において同じ。)の配筋工事の工程(建築物の規模、敷地又は周辺の状況により段階的に工事を行う場合は、最初に当該工事の工程を完了する範囲とする。以下この表において同じ。)	基礎の配筋を覆うコンクリートの打設工事の工程		
(4)	法第68条の11第1項の規定により国土交通大臣が型式部材等の製造者の認証をした者が製造する当該認証に係る建築物(以下この表において「認証建築物」という。)		基礎と土台、柱又は壁を接合する工事の工程	基礎と土台、柱又は壁との接合部分を覆う工事の工程		
(5)	法第68条の25の規定により国土交通大臣が構造方法等の認定(法第20条第1項第1号の規定による認定に限る。)をした建築物		基礎の配筋工事の工程	基礎の配筋を覆うコンクリートの打設工事の工程		
(5)の2	法第68条の25の規定により国土交通大臣が構造方法等の認定(省令第1条の3第1項第1号イの規定による認定に限る。)をした建築物		基礎と土台、柱又は壁を接合する工事の工程	基礎と土台、柱又は壁との接合部分を覆う工事の工程		
(6)	木造の建築物((7)項に掲げる建築物を除く。)で階数が3以上又は延べ面積が500平方メ		基礎の配筋工事の工程	基礎の配筋を覆うコンクリートの打設工事の工程	木造の軸組の各部材を金物等により接合する工事の工	木造の軸組を覆う床、壁又は天井を設ける工事の工程

	ートルを超える建築物				程	
(7)	枠組壁工法による木造の建築物で階数が3以上又は延べ面積が500平方メートルを超える建築物		基礎の配筋工事の工程	基礎の配筋を覆うコンクリートの打設工事の工程	小屋組工事の工程	枠組を覆う屋内側の壁又は天井を設ける工程
(8)	木造以外の建築物（木造とその他の構造を併用する建築物を含む。）で階数が2以上又は延べ面積が200平方メートルを超える建築物	主要な構造が木造（枠組壁工法による木造を除く。）の建築物	基礎の配筋工事の工程	基礎の配筋を覆うコンクリートの打設工事の工程	木造の軸組を金物等により接合する工事の工程	木造の軸組を覆う床、壁又は天井を設ける工程
		主要な構造が枠組壁工法の建築物	基礎の配筋工事の工程	基礎の配筋を覆うコンクリートの打設工事の工程	小屋組工事の工程	枠組を覆う屋内側の壁又は天井を設ける工程
		認証建築物の部分の床面積の合計がその他の構造で区画された部分の床面積の合計（2以上のその他の構造で区画された部分がある場合にあっては、それぞれの床面積の合計のうち最大の床面積の合計）より大きい建築物	認証建築物の基礎に相当する部分のコンクリートの打設工事の工程	認証建築物の基礎に相当する部分と土台、柱又は壁との接合部分を覆う工事の工程		
		主要な構造が鉄骨造（軽量形鋼構造及び鋼管構造を含む。以下この表において同じ。）	基礎の配筋工事の工程	基礎の配筋を覆うコンクリートの打設工事の工程	柱、斜材及びはり（以下この表において「鉄骨の軸組」という。）を溶接又はボルト等により接合する工事の工程（建築物の規模、敷地又は周辺状況により段階的に工事を行う場合は、最初に当該工事の工程を完了する範囲とする。）	鉄骨の軸組の相互の溶接又はボルト等の接合を行った部分を覆う床、壁、天井又は耐火被覆を設ける工程
		主要な構造が鉄筋コンクリート造（壁式鉄筋コンクリート造を含む。以下この表において同じ。）、鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物、補強コンクリートブロック造又は組積造の建築物	基礎の配筋工事の工程	基礎の配筋を覆うコンクリートの打設工事の工程	階数が1の場合は屋根版、階数が2以上の場合は主要な構造の部分についてその最下階から数えた階数が2の床版の配筋工事の工程	階数が1の場合は屋根版、階数が2以上の場合は主要な構造の部分についてその最下階から数えた階数が2の床版のコンクリートを打設する工事の工程

		主要な構造がプレキャスト鉄筋コンクリート造の建築物	基礎の配筋工事の工程	基礎の配筋を覆うコンクリートの打設工事の工程	階数が1の場合は屋根版、階数が2以上の場合は主要な構造の部分についてその最下階から数えた階数が2の床版を取り付ける工事の工程	階数が1の場合は屋根板、階数が2以上の場合は主要な構造の部分についてその最下階から数えた階数が2の床版と壁の相互を接合する部分を覆う工事の工程
		主要な構造が木造、鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造、組積造、鉄筋コンクリート造、補強コンクリートブロック造若しくはプレキャスト鉄筋コンクリート造以外の建築物又は認証建築物以外の建築物	基礎の配筋工事の工程	基礎の配筋を覆うコンクリートの打設工事の工程		

(備考)

1

増築をする建築物については、当該増築に係る部分の延べ面積について(ア)欄の規定を適用する。

2

主たる用途が住宅（兼用住宅、共同住宅及び長屋を含む。）で、地階を専ら自動車庫庫（延べ面積が50平方メートル未満で、かつ、地階の外周の見付面積の4分の3以上が周囲の地盤と接しているものに限る。）の用途に供している建築物は、地階を有しない建築物とし、この表の規定を適用する。

3

(3)項又は(8)項において、主要な構造とは、1の構造の場合はその構造とし、2以上の構造を併用している場合はそれぞれの構造で区画された部分の床面積の合計のうちその床面積の合計が最大のものをいう。ただし、その最大のものが2以上となる場合は、最初に(3)項(イ)欄又は(8)項(イ)欄に掲げる特定工程に係る工事を終えた部分の構造を主要な構造とみなす。

4

法第7条の3第1項第1号に規定する工程を含む工事に係る建築物については、(イ)欄の建方工事に関する工程の規定は、適用しない。

別表第5 工事計画の報告

	(ア)工事種類	(イ)施工計画書等	(ウ)施工結果報告書
(1)	高さが3メートルを超え5メートル以下の根切り工事	山留め工事の施工計画概要書	
(1)の2	高さが5メートルを超える根切り工事	山留め工事の施工計画書	
(2)	くい工事		くい工事の施工結果報告書
(3)	鉄筋コンクリート造(プレキャストコンクリート造を含む。)又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、3階以上又は床面積500平方メートル以上の建築物のコンクリート工事	コンクリート工事の施工計画書	コンクリート工事の施工結果報告書
(4)	鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、3階以上又は床面積500平方メートル以上の建築物の鉄骨建方工事	鉄骨工事の施工計画書	鉄骨工事の施工結果報告書

(備考)

この表に規定する施工計画概要書、施工計画書及び施工結果報告書の様式は、市長が定める。

横浜市建築基準法施行細則改正経過

昭和 26 年	横浜市規則第 69 号	横浜市建築基準法施行細則制定	(昭和 26 年 10 月 10 日から施行)
昭和 29 年	横浜市規則第 1 号	同 細 則 の 一 部 改 正	(昭和 29 年 1 月 5 日から施行)
昭和 32 年	横浜市規則第 26 号	同 細 則 の 一 部 改 正	(昭和 32 年 4 月 5 日から施行)
昭和 32 年	横浜市規則第 46 号	同 細 則 の 一 部 改 正	(昭和 32 年 7 月 5 日から施行)
昭和 33 年	横浜市規則第 9 号	同 細 則 の 一 部 改 正	(昭和 33 年 3 月 25 日から施行)
昭和 35 年	横浜市規則第 40 号	同 細 則 の 一 部 改 正	(昭和 35 年 7 月 15 日から施行)
昭和 38 年	横浜市規則第 13 号	横浜市建築基準法施行細則制定	(昭和 38 年 3 月 1 日から施行)
横浜市建築基準法施行細則(昭和 26 年横浜市規則第 69 号)は廃止			
昭和 38 年	横浜市規則第 54 号	同 細 則 の 一 部 改 正	(昭和 38 年 9 月 14 日から施行)
昭和 44 年	横浜市規則第 95 号	同 細 則 の 一 部 改 正	(昭和 44 年 10 月 1 日から施行)
昭和 46 年	横浜市規則第 106 号	同 細 則 の 一 部 改 正	(昭和 46 年 12 月 1 日から施行)
昭和 47 年	横浜市規則第 96 号	同 細 則 の 一 部 改 正	(昭和 47 年 7 月 1 日から施行)
昭和 48 年	横浜市規則第 159 号	同 細 則 の 一 部 改 正	(昭和 49 年 1 月 1 日から施行)
昭和 50 年	横浜市規則第 41 号	同 細 則 の 一 部 改 正	(昭和 50 年 4 月 25 日から施行)
昭和 51 年	横浜市規則第 112 号	同 細 則 の 一 部 改 正	(昭和 51 年 11 月 1 日から施行)
昭和 52 年	横浜市規則第 118 号	同 細 則 の 一 部 改 正	(昭和 52 年 11 月 1 日から施行)
昭和 53 年	横浜市規則第 124 号	同 細 則 の 一 部 改 正	(昭和 53 年 10 月 1 日から施行)
昭和 55 年	横浜市規則第 79 号	同 細 則 の 一 部 改 正	(昭和 55 年 7 月 5 日から施行)
昭和 56 年	横浜市規則第 120 号	同 細 則 の 一 部 改 正	(昭和 56 年 12 月 15 日から施行)
昭和 57 年	横浜市規則第 65 号	同 細 則 の 一 部 改 正	(昭和 57 年 5 月 1 日から施行)
昭和 57 年	横浜市規則第 124 号	同 細 則 の 一 部 改 正	(昭和 58 年 1 月 1 日から施行)
昭和 58 年	横浜市規則第 63 号	同 細 則 の 一 部 改 正	(昭和 58 年 7 月 1 日から施行)
昭和 58 年	横浜市規則第 92 号	同 細 則 の 一 部 改 正	(昭和 58 年 10 月 1 日から施行)
昭和 60 年	横浜市規則第 20 号	同 細 則 の 一 部 改 正	(昭和 60 年 4 月 1 日から施行)
昭和 61 年	横浜市規則第 104 号	同 細 則 の 一 部 改 正	(昭和 61 年 11 月 3 日から施行)
昭和 63 年	横浜市規則第 35 号	同 細 則 の 一 部 改 正	(昭和 63 年 4 月 1 日から施行)
昭和 63 年	横浜市規則第 84 号	同 細 則 の 一 部 改 正	(昭和 63 年 7 月 5 日から施行)
平成 2 年	横浜市規則第 16 号	同 細 則 の 一 部 改 正	(平成 2 年 4 月 1 日から施行)
平成 2 年	横浜市規則第 74 号	同 細 則 の 一 部 改 正	(平成 2 年 7 月 16 日から施行)
平成 3 年	横浜市規則第 32 号	同 細 則 の 一 部 改 正	(平成 3 年 4 月 25 日から施行)
平成 4 年	横浜市規則第 17 号	同 細 則 の 一 部 改 正	(平成 4 年 4 月 1 日から施行)
平成 5 年	横浜市規則第 68 号	同 細 則 の 一 部 改 正	(平成 5 年 6 月 25 日から施行)
平成 6 年	横浜市規則第 10 号	同 細 則 の 一 部 改 正	(平成 6 年 4 月 1 日から施行)
平成 6 年	横浜市規則第 41 号	同 細 則 の 一 部 改 正	(平成 6 年 4 月 1 日から施行)
平成 6 年	横浜市規則第 96 号	同 細 則 の 一 部 改 正	(平成 6 年 10 月 1 日から施行)
平成 6 年	横浜市規則第 109 号	同 細 則 の 一 部 改 正	(平成 6 年 11 月 6 日から施行)
平成 7 年	横浜市規則第 102 号	同 細 則 の 一 部 改 正	(平成 7 年 9 月 1 日から施行)
平成 8 年	横浜市規則第 49 号	同 細 則 の 一 部 改 正	(平成 8 年 5 月 10 日から施行)

平成 9 年	横浜市規則第 108 号	同 細 則 の 一 部 改 正	(平成 9 年 11 月 8 日から施行)
平成 10 年	横浜市規則第 22 号	同 細 則 の 一 部 改 正	(平成 10 年 3 月 25 日から施行)
平成 11 年	横浜市規則第 36 号	同 細 則 の 一 部 改 正	(平成 11 年 4 月 1 日から施行)
平成 11 年	横浜市規則第 54 号	同 細 則 の 一 部 改 正	(平成 11 年 5 月 1 日から施行)
平成 11 年	横浜市規則第 63 号	同 細 則 の 一 部 改 正	(平成 11 年 6 月 7 日から施行)
平成 12 年	横浜市規則第 96 号	同 細 則 の 一 部 改 正	(平成 12 年 4 月 1 日から施行)
平成 12 年	横浜市規則第 113 号	同 細 則 の 一 部 改 正	(平成 12 年 6 月 1 日から施行)
平成 13 年	横浜市規則第 17 号	同 細 則 の 一 部 改 正	(平成 13 年 2 月 1 日から施行)
平成 13 年	横浜市規則第 19 号	同 細 則 の 一 部 改 正	(平成 13 年 2 月 23 日から施行)
平成 13 年	横浜市規則第 72 号	同 細 則 の 一 部 改 正	(平成 13 年 6 月 25 日から施行)
平成 14 年	横浜市規則第 111 号	同 細 則 の 一 部 改 正	(平成 15 年 1 月 1 日から施行)
平成 15 年	横浜市規則第 13 号	同 細 則 の 一 部 改 正	(平成 15 年 4 月 1 日から施行)
平成 15 年	横浜市規則第 68 号	同 細 則 の 一 部 改 正	(平成 15 年 8 月 1 日から施行)
平成 16 年	横浜市規則第 1 号	同 細 則 の 一 部 改 正	(平成 16 年 4 月 1 日から施行)
平成 17 年	横浜市規則第 70 号	同 細 則 の 一 部 改 正	(平成 17 年 4 月 1 日から施行)
平成 17 年	横浜市規則第 129 号	同 細 則 の 一 部 改 正	(平成 17 年 9 月 30 日から施行)
平成 18 年	横浜市規則第 54 号	同 細 則 の 一 部 改 正	(平成 18 年 4 月 1 日から施行)
平成 19 年	横浜市規則第 76 号	同 細 則 の 一 部 改 正	(平成 19 年 6 月 20 日から施行)
平成 19 年	横浜市規則第 93 号	同 細 則 の 一 部 改 正	(平成 19 年 10 月 1 日から施行)
平成 19 年	横浜市規則第 117 号	同 細 則 の 一 部 改 正	(平成 19 年 12 月 25 日から施行)
平成 20 年	横浜市規則第 24 号	同 細 則 の 一 部 改 正	(平成 20 年 4 月 1 日から施行)
平成 20 年	横浜市規則第 62 号	同 細 則 の 一 部 改 正	(平成 20 年 4 月 25 日から施行)
平成 20 年	横浜市規則第 105 号	同 細 則 の 一 部 改 正	(平成 20 年 11 月 28 日から施行)
平成 20 年	横浜市規則第 112 号	同 細 則 の 一 部 改 正	(平成 20 年 12 月 15 日から施行)
平成 21 年	横浜市規則第 26 号	同 細 則 の 一 部 改 正	(平成 21 年 4 月 1 日から施行)
平成 21 年	横浜市規則第 49 号	同 細 則 の 一 部 改 正	(平成 21 年 5 月 1 日から施行)
平成 21 年	横浜市規則第 64 号	同 細 則 の 一 部 改 正	(平成 21 年 6 月 4 日から施行)
平成 22 年	横浜市規則第 29 号	同 細 則 の 一 部 改 正	(平成 22 年 4 月 1 日から施行)
平成 22 年	横浜市規則第 47 号	同 細 則 の 一 部 改 正	(平成 22 年 7 月 1 日から施行)
平成 24 年	横浜市規則第 90 号	同 細 則 の 一 部 改 正	(平成 25 年 4 月 1 日から施行)
平成 24 年	横浜市規則第 97 号	同 細 則 の 一 部 改 正	(平成 25 年 4 月 1 日から施行)
平成 25 年	横浜市規則第 80 号	同 細 則 の 一 部 改 正	(平成 26 年 1 月 1 日から施行)
平成 26 年	横浜市規則第 24 号	同 細 則 の 一 部 改 正	(平成 26 年 10 月 1 日から施行)
平成 26 年	横浜市規則第 28 号	同 細 則 の 一 部 改 正	(平成 26 年 4 月 1 日から施行)
平成 26 年	横浜市規則第 56 号	同 細 則 の 一 部 改 正	(平成 26 年 9 月 12 日から施行)
平成 27 年	横浜市規則第 54 号	同 細 則 の 一 部 改 正	(平成 27 年 4 月 1 日から施行)
平成 27 年	横浜市規則第 65 号	同 細 則 の 一 部 改 正	(平成 27 年 6 月 1 日から施行)
平成 28 年	横浜市規則第 71 号	同 細 則 の 一 部 改 正	(平成 28 年 6 月 1 日から施行)
平成 29 年	横浜市規則第 39 号	同 細 則 の 一 部 改 正	(平成 29 年 4 月 1 日から施行)
平成 30 年	横浜市規則第 40 号	同 細 則 の 一 部 改 正	(平成 30 年 4 月 1 日から施行)

平成 30 年	横浜市規則第 58 号	同 細 則 の 一 部 改 正	(平成 30 年 9 月 25 日から施行)
令 和 元 年	横浜市規則第 6 号	同 細 則 の 一 部 改 正	(令和元年 6 月 14 日から施行)
令 和 元 年	横浜市規則第 12 号	同 細 則 の 一 部 改 正	(令和元年 6 月 25 日から施行)
令 和 元 年	横浜市規則第 32 号	同 規 則 の 一 部 改 正	(令和元年 10 月 4 日から施行)
令 和 2 年	横浜市規則第 10 号	同 細 則 の 一 部 改 正	(令和 2 年 4 月 1 日から施行)
令 和 2 年	横浜市規則第 55 号	同 細 則 の 一 部 改 正	(令和 2 年 6 月 15 日から施行)
令 和 2 年	横浜市規則第 68 号	同 細 則 の 一 部 改 正	(令和 2 年 9 月 25 日から施行)
令 和 3 年	横浜市規則第 63 号	同 細 則 の 一 部 改 正	(令和 3 年 10 月 5 日から施行)
令 和 4 年	横浜市規則第 45 号	同 細 則 の 一 部 改 正	(令和 4 年 5 月 31 日から施行)
令 和 4 年	横浜市規則第 59 号	同 細 則 の 一 部 改 正	(令和 4 年 9 月 1 日から施行)
令 和 5 年	横浜市規則第 47 号	同 細 則 の 一 部 改 正	(令和 5 年 5 月 26 日から施行)
令 和 6 年	横浜市規則第 21 号	同 細 則 の 一 部 改 正	(令和 6 年 3 月 25 日から施行)
			(令和 6 年 4 月 1 日から施行)
令 和 6 年	横浜市規則第 87 号	同 細 則 の 一 部 改 正	(令和 6 年 12 月 5 日から施行)
令 和 7 年	横浜市規則第 50 号	同 細 則 の 一 部 改 正	(令和 7 年 4 月 1 日から施行)
令 和 7 年	横浜市規則第 68 号	同 細 則 の 一 部 改 正	(令和 7 年 6 月 25 日から施行)
			(令和 7 年 7 月 1 日から施行)